

## 園の対応の流れ

### ① 児童・職員が検査を受検

- ・ 検査受検に関する保護者への周知は任意です。
- ・ 周知する場合は、保護者周知例⑥を参考としてください。周知文の区への確認は不要です。

**★児童・職員に陽性者が判明した場合のみ、区役所にお電話ください。検査時、保護者陽性等の連絡は不要です。**

### ② 児童・職員の陽性者を把握したら、園は陽性者本人または保護者へ以下の2点を確認

(1) 発症日（無症状の場合は検査した日）

(2) 最終登園（出勤）日

※発症日とは、症状が出始めた日（発熱、喉痛、倦怠感等の出始めた日）

※陽性とは、PCR検査のほか、抗原検査（キット）、医師の診断（みなし陽性）等を含む。

### ③ 園は①で把握した陽性者情報を区役所こども家庭支援課に電話で連絡。

〈電話番号や受付時間は別紙1を参照〉

〈受付時間外については、次ページ参照〉

### ④ 区役所から「休園不要」の連絡があった場合、園は保護者周知の上、開園を継続。

※【別紙③】〈保護者周知例①〉をご利用ください。

### ⑤ 区役所からセルフチェックの依頼があったら、翌営業日の休園の有無とその対象範囲（クラス等）を区と協議してください。

**協議の結果、翌営業日の休園が必要となった場合、園はすべての保護者へ周知〈保護者周知例②〉の上、該当クラスを翌営業日一旦休園とし、当日は早めのお迎えをお願いしてください。**

※【別紙③】〈保護者周知例②〉をご利用ください。

**協議の結果、当日中にセルフチェックと区の確認が可能と見込める場合は、⑥セルフチェックを実施してください。休園せず、濃厚接触者のみ翌営業日から登園を停止します。**

## 受付時間外の対応について

夜間など区と連絡がつかない場合は、以下の基準にしたがって、翌営業日の休園の判断をしてください。翌開庁日、区こども家庭支援課に必ず共有してください。

①陽性者	②発症日と登園日	③感染対策状況	④翌日の運営(※)
職員	発症日の二日前以降に出勤	マスク着用、「黙食」「個食」を徹底しており、セルフチェックシートを作成したとしても、該当者なしになる。	開園継続
		上記以外	休園
	発症日の二日前以降に出勤無し	-	開園継続
児童	発症日の二日前以降に登園	陽性児童と室内で約1メートルの距離で15分以上の会話や身体接触があったと想定される児童等、別紙2の基準に該当する児童はいない。セルフチェックシートを作成したとしても、該当者なしになる。	開園継続
		上記以外	休園
	発症日の二日前以降に登園無し	-	開園継続

※開園継続の場合、保護者周知文例①をご利用ください

※休園の場合は、可能な限り対象範囲を限定し、保護者周知文例②を参考に周知してください。

## ⑥ 園は、濃厚接触者の特定のために、次の手順でセルフチェックを実施してください。

(1) 調査対象期間の児童・職員の登園・出勤状況を確認。

(2) (1)の児童・職員のうち、以下のいずれかの項目に該当する方を、<セルフチェックシート ver5.xlsx>に記載してください。

- ア 陽性児童と室内で約1メートルの距離で15分以上の会話や身体接触があったと想定される児童
- イ 食事において、黙食や配置の工夫、パーテーション設置など、感染対策を講じることができていない場合に、陽性者と約1メートル以内で対面で食事をしていた児童・職員
- ウ 午睡においては、陽性児童（頭部）と頭部が約1メートル以内にあった児童
- エ その他、陽性者と特に密接に関わった児童・職員

(3) データ名称の頭に【〇〇区\_園名\_陽性判明日】を記載して、区役所にメール送付。

記載例：<陽性判明日が2022年6月9日の場合>

【鶴見区\_みなと保育園\_220609】セルフチェックシート.xlsx

★重要 送付するエクセルにはパスワードを必ずかけてください。

パスワード：メールにて各施設にお伝えしています。

※ セルフチェックは、陽性者一人につき1枚のシートとなります。

## ⑦ 区こども家庭支援課から、セルフチェックの確認完了の連絡を電話で受けたら、濃厚接触者となった方へ、個別に連絡してください。

※個別連絡内容は【別紙③】の〈個別連絡例①〉を参考にしてください。（手段は電話のほか、個別のメールやアプリでも構いません。誤配信には十分に注意してください。）

※区こども家庭支援課から連絡があるまでは、濃厚接触者となった方への個別連絡や一部保育の実施はお待ちください。

---

⑧ 濃厚接触者に特定されなかった児童への保育実施に伴い、保護者に周知をしてください。

※ 一旦休園していた場合は【別紙③】の〈保護者周知例③〉をご活用ください。

※ 休園せず、陽性者判明日の当日中に濃厚接触者への個別連絡ができている場合は、【別紙③】の〈保護者周知例④〉をご活用ください。

---

⑨ 濃厚接触者に特定されなかった児童への保育を実施。

※ 一旦休園していた場合でも、休園は終了となります。濃厚接触者に特定されなかった児童の受入れは通常どおり行ってください。

---